

広島地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税等更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(広島東税務署長)

令和6年1月10日認容・確定

判 決

原告	有限会社A
同代表者代表取締役	甲
訴訟代理人弁護士	大澤 久志 下宮 憲二
補佐人税理士	金氣 仁史
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	広島東税務署長
指定代理人	高部 統光 松原 康隆 松本 拓也 村岡 恭子 赤代 道郎 藤山 由三江 山口 昌則

主 文

- 1 処分行政庁が、原告に対し、令和3年6月29日付けでした、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち納付すべき消費税額55万3千880円及び納付すべき地方消費税額15万6千220円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

パチンコ店を営む原告は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間(以下「本件課税期間」という。)の消費税及び地方消費税に係る確定申告をする際、株式会社B(以下「B社」という。)から受け取った2億円(以下「本件金銭」という。)は、原告が有限会社C(以下「C」という。)との賃貸借契約を解除し、目的不動産から退去撤退することに伴い支払われた損失補償金であるとして、本件金銭を課税標準額に含めなかった。こ

れに対し、処分行政庁は、本件金銭は、原告の賃借人としての地位をB社に譲渡したことへの対価であり、消費税法2条1項9号の「課税資産の譲渡等」の対価の額に該当するとして更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件各処分」という。）を行った。

本件は、原告が本件各処分の取消しを求める事案である。

## 2 関係法令等の定め

本件に関する法令等の定めは、以下に規定するもののほかは、別紙1に記載のとおりである。

### (1) 消費税法

#### ア 2条1項

同項は定義規定であり、8号において、「資産の譲渡等」とは「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（略）」をいうと定め、9号において、「課税資産の譲渡等」とは「資産の譲渡等」のうち、6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいうと定め、12号において、「課税仕入れ」とは「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること」をいうと定めている。

#### イ 4条1項

国内において事業者が行った資産の譲渡等には消費税を課すると定めている。

#### ウ 28条1項

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）と定めている。

#### エ 30条1項1号

事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨定めている。

### (2) 国税通則法（以下「通則法」という。）

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、当該納税者に対し、その更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定している。

### (3) 消費税法基本通達（乙1。以下「通達」という。）

#### ア 5-1-3（資産の意義）

通達5-1-3は、消費税法2条1項8号に規定する「資産」とは、取引の対象となる一切の資産をいうから、棚卸資産又は固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産が含まれることに留意する旨定めている。

#### イ 5-2-1（資産の譲渡の意義）

通達5-2-1は、消費税法2条1項8号に規定する「資産の譲渡」とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいう旨定めている。

#### ウ 5-2-7（建物賃貸借契約の解除等に伴う立退料の取扱い）

通達5-2-7は、建物等の賃借人が賃貸借の目的とされている建物等の契約の解除に

に伴い賃貸人から収受する立退料は、賃貸借の権利が消滅することに対する補償、営業上の損失又は移転等に要する実費補償などに伴い授受されるものであり、資産の譲渡等の対価に該当しない旨定めており、同通達注書は、建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第三者に譲渡し、その対価を立退料等として収受したとしても、これらは建物等の賃借権の譲渡に対する対価として受領されるものであり、資産の譲渡等の対価に該当することになるから留意する旨定めている。

3 前提事実（当事者間に争いがない事実、当裁判所に顕著な事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、パチンコ店を含む遊技場の経営等を目的とする法人であり、Cから土地及び建物を借り受けてパチンコ店を営んでいた（乙2）。

イ Cは、店舗の賃貸等を目的とする法人である（乙3）。

ウ B社は、中古自動車販売業を営む法人である（乙9）。

(2) B社の原告に対する2億円（本件金銭）の支払いに至る経緯

ア Cは、かねてより、広島市内の土地（以下「本件土地」という。）をその地権者ら（以下、同地権者らから所有権や共有持分権を承継した者を含めて「本件各地権者」という。なお、本件各地権者の一部はCの株主である。）から借り受けていたところ、昭和62年7月7日、原告に対し本件土地及び同土地上に新築する建物（以下、「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件不動産」という。）をパチンコ店として賃貸する旨の契約（以下「本件原契約」という。）を原告との間で締結し、同年11月2日に本件建物を建築した。本件原契約は平成14年7月29日及び平成24年7月30日に更新され、同日の更新では、賃貸借の期間を同日から起算して10年間、賃料を1か月275万円（税込288万7500円）とすることとされた。（乙4～乙8）

イ 原告は、B社が本件土地の利用を希望したことから、本件原契約を解除した上で、本件建物を撤去し本件土地から退去することとなった。そこで、原告及びB社は、平成31年4月19日付け「物件移転等に関する協定書」及び同日付け「覚書」（以下、これらの文書を「本件協定書」という。）を作成し、記載内容について協定した（以下、同協定を「本件協定」という。）。本件協定書には、原告が本件原契約の合意解除を行い、B社と本件各地権者及びCとの間で新たな賃貸借契約を締結すること、B社から原告に対し、本件原契約解約日の確定に伴い通常生じる損失に対する補償として、本件協定締結時に2000万円、本件不動産の引渡し時に1億8000万円を支払うこと等が記載されている。

（甲3、乙10）

ウ 平成31年4月19日、B社から、原告名義の預金口座に2000万円が振り込まれた（乙11）。

エ 原告、B社及びCは、令和元年8月28日付け「契約上の地位承継に関する覚書」（以下「本件覚書」という。）を作成し、その記載内容について合意した（以下、同合意を「本件覚書合意」という。）。本件覚書には、原告、B社及びCは、本件原契約に基づく原告の契約上の地位の一切（以下「本件原契約上の地位」という。）を、同年9月1日をもって、原告がB社に承継することに合意すること、本件原契約をB社の営業開始日をもって合意解約すること、B社とCは、同営業開始日を始期とする事業用定期借地権（30年）

を設定することを約し、同年12月27日までに事業用定期借地権設定契約を締結すること等が記載されている。(乙14)

オ B社は、令和元年8月29日、原告名義の預金口座に1億8000万円を振り込んだ(乙11。同日に振り込まれた1億8000万円及び前記ウの平成31年4月19日にB社が原告名義の預金口座に振り込んだ2000万円を併せた2億円が本件金銭である。)

### (3) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、処分行政庁に対し、法定申告期間内である令和2年2月27日に、本件課税期間の消費税及び地方消費税につき、納付すべき消費税額を553万8800円、納付すべき地方消費税額を156万2200円とする納税申告を行った(乙17)。

イ 処分行政庁は、本件金銭は、消費税法2条1項9号の「課税資産の譲渡等」に該当するため、同金銭の税抜き金額である1億8518万5185円を本件課税期間の課税標準額に加算するべきであるとして、令和3年6月29日付けで、原告に対し、本件課税期間の消費税及び地方消費税につき、納付すべき消費税額を1720万5500円、納付すべき地方消費税額を471万0300円とする本件更正処分及び過少申告加算税の額を186万6500円とする本件賦課決定処分をした(甲1)。

ウ 原告は、令和3年8月30日、本件各処分に不服があるとして、国税不服審判所長に対し、審査請求を行った。

これに対し、国税不服審判所長は、令和4年8月23日付けで、前記審査請求を棄却する旨の決定をした。(甲2)

エ 原告は、令和5年2月17日、本件訴訟を提起した。

## 4 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件各処分の適法性であり、具体的には、本件金銭が消費税法4条1項、28条1項の課税対象になるか否か、すなわち、本件金銭が同法2条1項8号の「資産の譲渡等」の対価に当たるかであり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

### (1) 被告の主張

以下のとおり、本件金銭は「資産の譲渡等」の対価であり、これを前提にすると、本件更正処分は別紙2並びに別表1-1及び別表1-2のとおり、本件賦課決定処分は別紙3及び別表2のとおり適法である。

ア 「資産の譲渡等」とは、資産につきその同一性を保持しつつ他人に移転することをいい、権利、法律上の地位等の譲渡も「資産の譲渡等」に当たるとされる。また、建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第三者に譲渡し、その対価を立退料等として收受したとしても、同立退料等は建物等の賃借権の譲渡に対する対価として受領されたものといえるから、「資産の譲渡等」の対価に当たる。

イ 原告が本件不動産において経営しているパチンコ店から撤退し、B社が本件土地に新店舗を出店するという目的を達成するために最終的に選択された法形式は、本件協定に基づく本件原契約の合意解除ではなく、本件覚書合意に基づく本件原契約上の地位の移転であり、このことは、本件覚書合意の経緯及び本件覚書の記載内容から明らかである。また、新店舗開店に伴い、同社が原告から承継した本件原契約がB社とCとの間で合意解除された等の本件覚書合意の履行状況を踏まえると、本件覚書合意がされた時点では、原告とCとの間で本件原契約が合意解除されておらず、本件原契約が消滅していなかったことは明

らかである。

なお、本件金銭の決済時期や金額並びにB社の管理本部長である乙（以下「乙」という。）は、本件金銭は本件原契約上の地位をB社が承継することの対価である旨認識していた旨述べている。

ウ 以上からすれば、原告は、本件原契約上の賃借人の地位の同一性を保持しつつこれを第三者であるB社に譲渡し、その対価として本件金銭を受領したものと認められることから、本件金銭は「資産の譲渡等」の対価である。

## （2）原告の主張

ア 本件金銭は、本件協定に基づき、原告が本件不動産からパチンコ店を撤退するに当たり生じる損失を補償して本件原契約を消滅させるために、損失補償金として支払われたものである。「資産の譲渡等」とは、資産につきその同一性を保持しつつ他人に移転することをいい、単に資産が消滅したという場合はこれに含まれないものと解するのが相当であるから、本件金銭は「資産の譲渡等」の対価に当たらない。

イ 被告は、本件金銭は本件原契約上の地位がB社に移転したことの対価である旨主張する。

しかしながら、被告が同主張の根拠とする本件覚書は、本件原契約が解除された後にB社とCの間で新たな借地権契約を締結するとなると、原告が本件不動産から立ち退いた後新たな借地権契約が締結されるまでの間、Cが賃料収入を得られなくなるところ、これを防ぐために、B社において原告が本件不動産から立ち退いた後も賃料相当額を支払い続けることを明らかにする目的で作成されたものであり、本件原契約上の地位を移転することを目的に作成されたものではない。本件覚書により、本件原契約の対象である本件建物は令和元年12月27日までに解体され、Bの営業開始日をもって本件原契約を合意解除することが当事者間で合意されていることから明らかなとおり、本件原契約は消滅することが前提とされているところ、このような消滅することが前提となっている本件原契約上の地位が経済的な価値がある資産として取引の対象になり得ないのは明白である。また、被告の主張によると、B社は、本件覚書作成時からわずか4か月しか残存していない本件原契約上の地位を2億円で取得したことになるが、このような金額の設定は営利を目的とする会社の行動として経済的合理性がない。以上より、被告の主張には理由がない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 認定事実

前記第2の3記載の前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認定できる。

（1）原告とCは、原告が本件不動産をパチンコ店として利用することを目的として賃貸する旨の契約（本件原契約）を締結し、以降、更新を重ねていた。最後の更新は平成24年7月30日にされていたところ、同更新により定められた期間満了までの期間は同日から10年、本件原契約の賃料は1か月275万円（税込288万7500円）であった。（乙5の1～乙5の3）

（2）原告は、パチンコ業界への規制強化により集客力を失い、売上が減少していったことから、平成31年2月頃、本件不動産を利用する際に負担した営業権等の費用の回収を目的として、本件不動産から撤退することを検討するようになり、株式会社G（以下「G」という。）に対し、本件不動産において引き続きパチンコ店を営業する同業者を探すよう依頼した。一方

で、中古自動車販売業を営むB社は、かねてより広島市内に大型店舗を出店したいと考えており、希望に合った国道に面した広い土地を探していたところ、Gから原告が本件土地から撤退することを検討しているとの情報を得たため、本件土地のみの利用を希望した。原告は、本件不動産の利用を希望する同業者が現れないことから、B社との協議に応じることにしたが、その結果、パチンコ店舗用各種設備の撤去等をし、かつ営業権等を消滅させざるを得なくなり、相当の損失が生じることとなるため、B社にその補填を求めた。B社は、これに応じることにして、立退料としてどの程度の額を支払えるかの検討に入った。(甲5、甲8、乙9)

(3) 原告とB社は、Gの立会いの下、平成31年4月19日付けで本件協定書を作成し、本件協定を締結した。本件協定書の記載内容は以下のとおりである。なお、B社は、本件協定に先立ち、同社が原告に対し本件協定に基づき2億円を支払うことの可否について社内稟議を行っているところ、同社内稟議の申請データには、「標題」として「広島市物件立ち退き料」、購入品目(非課税)として「立ち退き料」、「非課税合計」として「200,000,000」と記載されている。(甲3、甲5、甲8、乙10)

#### ア 前文

原告とB社は、原告が本件各地権者及びCから賃貸している本件不動産に関して、本件原契約の合意解除を行い、B社と本件各地権者及びC間で新たな賃貸借契約を締結することについて、以下のとおり合意した。

#### イ 第1条(本件協定書の目的)

原告及びB社は、B社と本件各地権者及びC間で新たに賃貸借契約を締結するに当たり、本件原契約の合意解約の日(以下「本件原契約解約日」という。)を、原告の当初計画よりも早い時期にすることについて、次条以下の条項により、物件移転等補償契約を結ぶものとする。

#### ウ 第2条(補償金額について)

B社は、原告に対し、前条の規定により、本件原契約解約日の確定に伴い通常生じる損失に対する補償として、2億円を次のとおり支払うものとする。

(ア) 本件協定締結時 2000万円

(イ) 本件不動産の引渡し時 1億8000万円

#### エ 第3条(その他条件)

原告は、本件原契約解約日以降、B社と本件各地権者及びC間において、本件不動産に係る賃貸借契約を締結すること及び当該契約の期間を30年とすることに関する同意を、本件原契約解約日までに本件各地権者及びCから得ることとする。

#### オ 第4条(本件協定の解約について)

原告が、本件原契約の合意解除が不可能なとき又は本件各地権者及びCの承諾が得られないときは、原告・B社共に、本件協定を解約できるものとする。

#### カ 第5条(協議事項)

本件協定の解釈に質義が生じたとき、または定めのない事項について、原告及びB社は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

#### キ 平成31年4月19日付け「覚書」により追加された条件

原告は、B社が希望した場合は、本件建物の解体、造成及び建物の新築を行うことにつ

いての同意を、本件原契約解約日までにCから得ることとする。

- (4) 平成31年4月19日、B社は、原告名義の預金口座に2000万円を振り込んだ(乙11)。
- (5) 原告は、平成31年4月19日、Cに対し、本件不動産からパチンコ店を撤退する意向であること、B社が本件土地に出店する意向であることを伝え、以降、B社が本件土地上で店舗を開店することに向けた契約内容等の協議が行われた。同協議の中で、Cは、現状の家賃を保障してもらいたいとの希望を述べた。また、本件各地権者らの一部は、期間満了日が令和4年7月30日であった本件原契約が期間満了前に解約されることにより生じる解約違約金を、原告に対し請求するべきである旨の意見を述べた。そこで、原告及びB社は、Cに対し、本件原契約の借主を原告からB社に変え、本件原契約の月額賃料をB社が支払うようにすることで、原告に本件原契約の解約違約金を発生しないようにしたい旨要望した。その後、C及び本件各地権者は本件原契約の借主を原告からB社に変更することに同意した。(甲4、乙12、乙13)
- (6) 以上の協議を踏まえ、原告、B社及びCは、令和元年8月28日付けで本件覚書を作成し、同記載内容について合意(本件覚書合意)した。本件覚書の記載内容は以下のとおりである。本件覚書合意後、B社は、Cに対し、本件原契約に基づき賃料月275万円を支払った。(乙13、乙14)

ア 第1条(地位承継)

原告、B社及びCは、本件原契約上の地位を、令和元年9月1日をもって、B社が賃借権の目的を自動車販売、買取、整備、車検、钣金、その他これに付随及び関連する一切の事業の用に供することに変更し、賃貸借を承継することに合意した。

なお、月額賃料は、税込275万円とする。

イ 第2条(既払代金等の処理)

前条による契約上の地位承継に伴い、Cは、本件原契約に基づき、原告がCに預託している敷金900万円を、本件覚書の締結以後、原告に返還し、新たにB社は、Cへ敷金900万円を預託する。

ウ 第3条(賃貸借期間)

(ア) この地位承継により、本件不動産の賃借人たる地位がB社に移転することになるが、原告、B社及びCは、本件原契約を、B社の営業開始日をもって合意解約するものとする。

(イ) B社とCは、B社の営業開始日を始期とする事業用定期借地権(30年)を設定することを約し、令和元年12月27日までに事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。

エ 第4条(その他)

原告及びCは、令和元年12月27日までに、本件覚書記載の建物(本件建物)を解体するものとする。なお、本件建物解体後についても、B社は、Cに対して、継続して月額賃料275万円を支払うものとし、新たな事業用定期借地権契約に基づく賃料が発生するまでの間、B社とCで授受される賃料は変動しないものとする。

- (7) 原告は、B社に対し、令和元年8月23日付け請求書(以下「本件請求書」という。)により、1億8000万円の支払いを請求し、B社は、令和元年8月29日、原告名義の預金

口座に1億8000万円を振り込んだ。本件請求書には、「ご請求額 ¥180,000,000」の記載の下に、「但し、(略)計12筆土地(本件土地)に関する補償金残代金として」との記載があり、内訳には、前記1億8000万円の費目として「補償金(本物件引き渡し時)『物件移転等に関する協定書』第2条による(2019年4月19日付締結)」との記載がある。(甲9、乙11)

- (8) 原告が営業していた本件不動産上のパチンコ店は、令和元年8月中に閉店し、Cは、約1000万円をかけて本件建物を解体し、原告は、令和元年9月1日までに、合計153万5000円をかけて本件土地内のうどん店解体撤去工事、空調機移設更新工事、解体に伴う電気工事及び給排水工事を行った。(甲6の1~甲6の4、乙12、乙13)
- (9) B社とCは、令和3年2月22日付け事業用定期借地権設定契約書により、自動車販売・買取・整備・車検・钣金・その他これに付随及び関連する一切の事業の用に供する建物の所有を目的とし、契約期間30年、賃料月額275万円とする本件土地についての事業用定期借地権設定契約を締結した(乙13、乙16)。
- (10) B社は、本件建物解体後、本件土地の地中に大量の障害物があることが判明したためにこれを除去する作業を行い、その後新店舗の建設を開始した後、令和3年3月6日、同新店舗の営業を開始した(乙13)。
- (11) B社は、本件金銭を「補償金」として仕分け、消費税の課税仕入れに計上しなかったが、令和2年6月の税務調査の際には、調査担当者に対し、本件金銭が賃借人としての地位の移転の対価である旨説明したため、国税局から、同金銭を課税仕入れとして計上することについて承認を受け、消費税の仕入れ税額控除を受けた(乙9)。

## 2 本件金銭が「資産の譲渡等」の対価に当たるか

- (1) 消費税は、物品やサービスの各取引段階において付与される付加価値に着目して課税するというものであり、資産が消滅するなどして付加価値が生じない場合には課税の問題は生じない。

そのため、消費税法2条1項8号は、消費税が課されることになる「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」をいうとし、通達においては、「資産の譲渡」にいう「資産」とは、有形資産から無形資産までおよそ取引の対象となる全ての資産を含むとされ(5-1-3(資産の意義))、「資産の譲渡」とは、資産の同一性を保持しつつ、それを他人に移転することをいうとされ(5-2-1(資産の譲渡の意義))、「建物等の賃借人が賃貸借契約の解除に伴い賃貸人から授受する立退料は、賃貸借の権利が消滅することに対する補償、営業上の損失又は移転等に要する実質補償などに伴い収受されるものであり、資産の譲渡等の対価に該当しない。」とされる一方、「建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第三者に譲渡し、その対価を立退料等として収受したとしても、これらは建物等の賃借権の譲渡に係る対価として受領されるものであり、資産の譲渡等の対価に該当することになる」(5-2-7(建物賃貸借契約の解除等に伴う立退料の取扱い))とされている。

- (2) ア 被告は、本件金銭は本件原契約上の地位の移転に対する対価であるから「資産の譲渡等」に対する対価に当たる旨主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、原告は、本件不動産からの撤退に当たり、中古自動車販売業者のB社と協議をせざるを得なくなったが、その結果、パチンコ店の営

業に係る権利等の喪失、パチンコ店舗用各種施設の撤去の費用等の損失などが生じたことになったことから、その補償をB社に求めたこと、B社がこれに応じたことになったため、原告とB社は、「原告は、本件原契約を解除する。B社は、Cとの間で新たな賃貸借契約を締結するとともに、原告に対して本件原契約を解除して店舗の撤退をすることに伴い生じる損失補償金として2億円を支払う。」ことを内容とする本件協定を締結したこと、B社は本件協定に基づいて平成31年4月19日に2000万円を、令和元年8月29日には「本件協定に基づく損失補償金の支払いを求める」旨記載された本件請求書に応じる形で残金1億8000万円を支払ったことが認められる。したがって、本件金銭は、本件原契約上の解約により同契約上の地位が消滅することに対する対価であるといえる。

確かに、本件覚書合意では、本件原契約上の地位を原告からB社に移転させる旨が合意されている。しかし、前記認定事実によれば、本件協定に基づき本件原契約を同契約の期間満了解約日より早く解約することについて、Cが賃料を得られなくなることについての不安を訴え、本件各地権者の一部が原告に対し解約違約金を請求すべきである旨の意見を出したこと、にもかかわらず、結局、原告からCに賃料相当損害金の趣旨の金員が支払われることなく、Cが原告に対し解約違約金を請求することのないまま、原告からB社への賃借人の地位の承継についてC及び本件各地権者が同意したこと、本件覚書合意では、B社の営業開始日をもって本件不動産を対象とする本件原契約を合意解約し、同日を始期とする本件土地のみを対象とする事業用定期借地権を設定することとなっていたこと、元々、B社は、本件土地のみを希望しており、本件建物は不要であったこと、本件覚書合意後に本件建物は解体等され、B社所有の建物が新店舗として建築されたことが認められるが、これらの事実を鑑みると、本件覚書合意は、もっぱら、原告が本件不動産から撤退した（賃料を支払う理由がなくなった）後もB社が本件原契約の賃料を継続して支払うという法形式を採ることで、Cが賃料を得られない期間をなくすこと、及び、原告に対し本件原契約の早期解約に伴う解約違約金を請求しないことについて本件各地権者の納得を得ることを目的として、締結されたものであるといえ、B社が本件原契約上の地位に基づいて本件建物の使用収益をすることはおよそ予定されていなかったといえる。また、本件覚書には、新たに賃借人となるB社が賃借人のCに支払う賃料に関する記載はあるが、賃借人の地位承継に伴いB社が原告に支払う金員に関する記載あるいは本件協定に基づき支払われる2億円を本件覚書合意に基づき支払われる2億円に振り替える等の記載はない。さらに、本件協定に基づき2億円が支払われたことを裏付ける証拠（甲9）はあるのに対し、本件覚書合意に基づきB社が原告に何らかの金員を支払ったことを裏付ける証拠はない。そうすると、本件金銭を本件覚書合意に基づく本件原契約上の地位の譲渡に対する対価ということとはできない。

以上より、被告の主張は採用できない。

イ B社の管理本部長である乙は、本件覚書作成時に、B社が原告に対し本件原契約上の地位の移転に対する対価として2億円を支払う旨を合意した旨供述する（乙9）。

しかしながら、前記認定事実によれば、B社は、消費税の納税申告の際に本件金銭を「補償金」として仕分け、「課税仕入れ」として消費税額からの控除の対象としていなかったにもかかわらず、税務調査が実施された際に初めて本件金銭が本件原契約上の地

位の対価である旨説明し、「課税仕入れ」として計上することについて税務調査の調査担当者から許可を得て、消費税の仕入れ税額控除を受けている。乙は、当初本件金銭を「課税仕入れ」として計上していなかったことについて、経理処理を誤ったためである旨供述しているが、B社のような企業が2億円もの大金の経理処理を誤るとは考えられない上、当初「課税仕入れ」として処理していなかった本件金銭を、その後の税務調査時になって「課税仕入れ」としたことについての合理的な説明も客観的資料もない。また、本件原契約上の地位の承継に対し2億円もの対価を発生させるのであれば、本件覚書にその旨を明記して合意することが一般的であり、明記することについて特段障害はなかったにもかかわらず、前記アのとおり、本件覚書にその旨が明記されていないことは不自然である。そのため、前記乙の供述を信用することはできない。

(3) 以上より、本件金銭は、本件原契約上の地位という資産が消滅することに対する対価として支払われたものといえ、「資産の譲渡等」の対価とはいえない。

### 3 本件各処分 of 適法性について

#### (1) 本件更正処分について

前記2の判断並びに別紙2記載の被告が主張する課税の根拠及び計算によれば、本件課税期間に納付すべき税額の計算は、別表3-1及び別表3-2のとおりとなる。

以上によれば、本件更正処分のうち別表3-1及び別表3-2で認定した納付すべき税額を超える部分は、違法であって、取消しを免れない。

#### (2) 本件賦課決定処分について

上記(1)の判断によれば、本件更正処分によって新たに納付すべき税額は存在しないこととなるから、本件賦課決定処分は、課税要件を欠く違法なものであって、取消しを免れない。

### 4 結論

以上によれば、原告の請求には理由があるから、これらを認容することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大瀨 寿美

裁判官 長谷川 健太郎

裁判官 森谷 謙太



## 別紙1 関係法令等の定め

### 1 消費税法

(1) 29条 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年8月法律第68号) による改正 (同法3条に係る改正部分に限る。) 前のもの。) 消費税の税率は、100分の6.3とする。

### (2) 29条

消費税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率とする。

1号 課税資産の譲渡等 (軽減対象課税資産の譲渡等を除く。)、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物 (軽減対象課税貨物を除く。) 100分の7.8

2号 軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物 100分の6.24

### 2 地方税法

#### (1) 20条の4の2第3項

地方税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(略)

#### (2) 72条の82

地方消費税については (略)、消費税額を課税標準額とする。

(3) 72条の83 (「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」 (平成24年8月法律第69号) による改正 (同法2条に係る改正部

分に限る。) 前のもの)

地方消費税の税率は、 $63$ 分の $17$ とする。

(4) 7.2条の8.3

地方消費税の税率は、 $78$ 分の $22$ とする。

3 通則法119条1項

国税(略)の確定金額に $100$ 円未満の端数があるとき、又はその全額が $100$ 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

以上

## 別紙 2 被告が主張する本件更正処分の適法性

### 1. 本件課税期間の消費税等の納付すべき税額

被告が主張する原告の本件課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、別表 1-1 及び別表 1-2 のとおりであり、その詳細は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 課税標準額 (別表 1-1 順号①の「合計」欄の金額)

10 億 1100 万 8000 円

上記金額は、次のアないしウの各金額の合計額である。

#### ア 税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-1 順号①の「税率 6.3% 適用分」欄の金額)

1 億 8518 万 5000 円

上記金額は、本件各金員の価額である 2 億円に 108 分の 100 の割合を乗じて算出した税抜金額 (ただし、通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) であり、本件各金員の額は、消費税法 28 条 1 項の「課税資産の譲渡等の対価の額」に該当するため、当該各金員の額を課税売上額に加算すべきものである。

なお、本件各金員は、消費税法 29 条 (「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年 8 月法律第 68 号)による改正(同法 3 条に係る改正部分に限る。)前のもの。以下同じ。)の規定に基づき、税率 100 分の 6.3 が適用される。

#### イ 税率 6.24 パーセント適用分 (別表 1-1 順号①の「税率 6.24% 適用分」欄の金額)

7億6354万0000円

本件納税申告書の付表1-1(乙第17号証・3枚目。以下同じ。)の①「課税標準額」欄の「税率6.24%適用分D」欄に記載されている金額と同額である。

ウ 税率7.8パーセント適用分(別表1-1順号①の「税率7.8%適用分」欄の金額)

6228万3000円

上記金額は、本件納税申告書の付表1-1の①「課税標準額」欄の「税率7.8%適用分E」欄に記載されている金額と同額である。

(2) 課税標準額に対する消費税額(別表1-1順号④の「合計」欄の金額)

6416万9625円

上記金額は、次のアないしウの各金額の合計額である。

ア 税率6.3パーセント適用分(別表1-1順号④の「税率6.3%適用分」欄の金額)

1166万6655円

上記金額は、前記(1)アの金額に、消費税法29条の規定に基づき、税率100分の6.3を乗じて算定した金額である。

イ 税率6.24パーセント適用分(別表1-1順号④の「税率6.24%適用分」欄の金額)

4764万4896円

上記金額は、本件納税申告書の付表1-1の②「消費税額」欄の「税率6.24%適用分D」欄に記載されている金額と同額である。

ウ 税率7.8パーセント適用分（別表1-1順号④の「税率7.8%適用分」欄の金額）

485万8074円

上記金額は、本件納税申告書の付表1-1の②「消費税額」欄の「税率7.8%適用分E」欄に記載されている金額と同額である。

(3) 課税仕入れに係る支払対価の額（別表1-2順号⑧の「合計」欄の金額）

8億0044万0284円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 税率6.24パーセント適用分（別表1-2順号⑧の「税率6.24%適用分」欄の金額）

7億4587万9477円

上記金額は、本件確定申告書の付表2-1（乙第17号証・4枚目。以下同じ。）の⑨「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄の「税率6.24%適用分D」欄に記載されている金額と同額である。

イ 税率7.8パーセント適用分（別表1-2順号⑧の「税率7.8%適用分」欄の金額）

5456万0807円

上記金額は、本件確定申告書の付表2-1の⑨「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄の「税率7.8%適用分E」欄に記載されている金額と同額である。

(4) 課税仕入れに係る消費税額（別表1-2順号⑨の「合計」欄の金額）

4696万4115円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 税率6.24パーセント適用分(別表1-2順号⑨の「税率6.24%適用分」欄の金額)

4309万5258円

上記金額は、本件確定申告書の付表2-1の⑩「課税仕入れに係る消費税額」欄の「税率6.24%適用分D」欄に記載されている金額と同額である。

イ 税率7.8パーセント適用分(別表1-2順号⑨の「税率7.8%適用分」欄の金額)

386万8857円

上記金額は、本件確定申告書の付表2-1の⑩「課税仕入れに係る消費税額」欄の「税率7.8%適用分E」欄に記載されている金額と同額である。

(5) 控除対象仕入税額(別表1-2順号⑬の「合計」欄の金額及び別表1-2順号⑤の「合計」欄の金額)

4696万4089円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額であり、消費税法30条1項の規定により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額(控除対象仕入税額)である。

なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、本件課税期間における課税売上額が5億円を超える(前記ア)ことから、原告が本件課税期間において選択した個別対応方式により計算する。

ア 税率6.24パーセント適用分(別表1-2順号⑩及び⑬の「税

率6.24%適用分」欄の金額)

4309万5237円

上記金額は、次の(ア)の金額に、(イ)の金額に後記ウの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

(ア) 課税売上げにのみ要する課税仕入れの税額 (別表1-2順号⑪の「税率6.24%適用分」欄の金額)

3928万4308円

上記金額は、本件確定申告書の付表2-1の⑰「⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄の「税率6.24%適用分D」欄に記載されている金額と同額である。

(イ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れの税額 (別表1-2順号⑫の「税率6.24%適用分」欄の金額)

381万0949円

上記金額は、本件納税申告書の付表1の⑱「⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄の「税率6.24%適用分D」欄に記載されている金額と同額である。

イ. 税率7.8パーセント適用分 (別表1-2順号⑩及び⑬の「税率7.8%適用分」欄の金額)

386万8852円

上記金額は、次の(ア)の金額に、(イ)の金額に後記ウの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

(ア) 課税売上げにのみ要する課税仕入れの税額 (別表1-2順号⑪の「税率7.8%適用分」欄の金額)

323万2634円

上記金額は、本件納税申告書の付表2-1の⑰「⑮のうち、

課税売上げにのみ要するもの」欄の「税率7.8%適用分E」欄に記載されている金額と同額である。

- (イ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れの税額（別表1-2順号⑫の「税率7.8%適用分」欄の金額）

63万6222円

上記金額は、本件納税申告書の付表2-1の⑮「⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄の「税率7.8%適用分E」欄に記載されている金額と同額である。

- ウ 課税売上割合（別表1-2順号⑦の「合計」欄の数値）

99.9994988（以下省略）%

上記割合は、次の(ア)の金額に占める(イ)の金額の割合である。

- (ア) 資産の譲渡等の対価の額（別表1-2順号④の「合計」欄の金額）

10億1101万3603円

上記金額は、本件納税申告書の付表2-1の⑦「資産の譲渡等の対価の額」欄の「合計F」欄に記載された金額8億2582万8418円に、本件各金員である2億円に108分の100の割合を乗じて算出した税抜価額1億8518万5185円を加算した金額である。

- (イ) 課税資産の譲渡等の対価の額（別表1-2順号①の「合計」欄の金額）

10億1100万8536円

上記金額は、本件納税申告書の付表2-1の④「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の「合計F」欄に記載された金額8億2582万3351円に、本件各金員である2億円に108分の

100の割合を乗じて算出した税抜価額1億8518万5185円を加算した金額である。

(6) 納付すべき消費税額（別表1-1順号⑥の「合計」欄の金額）

1720万5500円

上記金額は、次のアないしウの各金額の合計額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ア 税率6.3パーセント適用分（別表1-1順号⑥の「税率6.3%適用分」欄の金額）

1166万6655円

上記金額は、前記(2)アの金額である。

イ 税率6.24パーセント適用分（別表1-1順号⑥の「税率6.24%適用分」欄の金額）

454万9659円

上記金額は、前記(2)イの金額から前記(5)アの金額を差し引いた金額である。

ウ 税率7.8パーセント適用分（別表1-1順号⑥の「税率7.8%適用分」欄の金額）

98万9222円

上記金額は、前記(2)ウの金額から前記(5)イの金額を差し引いた金額である。

(7) 既に納付の確定した消費税額（別表1-1順号⑦の「合計」欄の金額）

553万8800円

上記金額は、本件納税申告書の第1表（乙第17号証・1枚目）

以下同じ。)の⑨「差引税額」欄に記載されている金額と同額である。

- (8) 差引納付すべき消費税額(別表1-1順号⑧の「合計」欄の金額)

1166万6700円

上記金額は、前記(6)の金額から前記(7)の金額を差し引いた金額である。

- (9) 地方消費税の課税標準となる消費税額(別表1-1順号⑨の「合計」欄の金額)

1720万5500円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

- ア 税率6.3パーセント適用分(別表1-1順号⑨の「税率6.3%適用分」欄の金額)

1166万6655円

上記金額は、前記カ(7)の金額と同額である。

- イ 税率6.24パーセント及び税率7.8パーセント適用分(別表1-1順号⑨の「税率7.8%適用分」欄の金額)

553万8881円

上記金額は、前記(6)イ及びウの各金額の合計額である。

- (10) 納付すべき譲渡割額(別表1-1順号⑩の「合計」欄の金額)

471万0300円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

ア 税率6.3パーセント適用分（別表1-1順号⑩の「税率6.3%適用分」欄の金額）

314万8145円

上記金額は、地方税法72条の83（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年8月法律第69号）による改正（同法2条に係る改正部分に限る。）前のもの）の規定に基づき、前記(9)アの金額に税率6.3分の17を乗じて算出した金額である。

イ 税率6.24パーセント及び税率7.8パーセント適用分（別表1-1順号⑩の「税率7.8%適用分」欄の金額）

156万2248円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(9)イの金額に税率7.8分の22を乗じて算出した金額である。

(11) 既に納付の確定した譲渡割額（別表1-1順号⑪の「合計」欄の金額）

156万2200円

上記金額は、本件納税申告書の第1表の⑳「譲渡割額」欄の「納付額」欄に記載されている金額と同額である。

(12) 差引納付すべき譲渡割額（別表1-1順号⑫の「合計」欄の金額）

314万8100円

上記金額は、前記(10)の金額から前記(11)の金額を差し引いた金額である。

(13) 消費税等の合計税額（別表1-1順号⑬の「合計」欄の金額）

1481万4800円

上記金額は、前記(8)及び前記(12)の各金額の合計額である。

## 2 小括

被告が本訴において主張する原告の本件課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、それぞれ1166万6700円(前記1(8))及び314万8100円(前記1(12))であるところ、これらは、本件更正処分における納付すべき消費税額1166万6700円及び納付すべき地方消費税額314万8100円とそれぞれ同額であるから、本件更正処分は適法である。

以上

### 別紙3 被告が主張する本件賦課決定処分の適法性

本件更正処分は適法であるところ、本件更正処分により、原告が新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、原告に課されるべき過少申告加算税の税額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった消費税等の合計税額1481万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表2順号①の金額）に100分の10の割合を乗じて算出した金額148万1000円（別表2順号③の金額）に、通則法65条2項の規定に基づき、新たに納付すべきこととなった1481万4800円のうち、期限内申告税額に相当する金額710万1000円を超える部分に相当する税額771万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表2順号②の金額）に100分の5の割合を乗じて算出した金額38万5500円（別表2順号④の金額）を加算した金額186万6500円（別表2順号⑤の金額）となる。

そして、上記186万6500円は、本件賦課決定処分による過少申告加算税の額（甲1の1枚目「賦課した加算税の額の計算明細」欄の「過少申告加算税」欄に対応する「賦課決定額」欄の「加算税の額」欄の金額）と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

別表 1-1

## 被告主張額の内訳表 (本件課税期間に係る消費税等の合計税額)

(単位: 円)

項目	順 号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計
課税標準額 (②+③)	①	185,185,000	763,540,000	62,283,000	1,011,008,000
本件消費税申告書に記載された課税売上額	②	0	763,540,079	62,283,272	825,823,351
本件各金員の額	③	185,185,185	0	0	185,185,185
課税標準額に対する消費税額 (①×6.3%又は6.24%又は7.8%)	④	11,666,655	47,644,896	4,858,074	64,169,625
控除対象仕入税額 (別表 2-2 の⑬)	⑤	0	43,095,237	3,868,852	46,964,089
納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	11,666,655	4,549,659	989,222	17,205,500
既に納付の確定した消費税額	⑦				5,538,800
差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧				11,666,700
地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑥)	⑨	11,666,655		5,538,881	17,205,500
納付すべき譲渡割額 (⑨×17/63又は22/78)	⑩	3,148,145		1,562,248	4,710,300
既に納付の確定した譲渡割額	⑪				1,562,200
差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫				3,148,100
消費税等の合計税額 (⑧+⑫)	⑬				14,814,800

(注1) 順号①の金額は、通則法118条1項の規定により千円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注2) 順号②及び③の「合計」欄の金額は、通則法119条1項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注3) 順号⑩の「合計」欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表1-2

## 被告主張額の内訳表 (控除対象仕入税額)

(単位:円又は%)

項目	順号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
課税資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	①				1,011,008,536
本件消費税申告書に記載された課税資産の譲渡等の対価の額	②				825,823,351
本件各金員の額	③				185,185,185
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	④				1,011,013,603
本件消費税申告書に記載された資産の譲渡等の対価の額	⑤				825,828,418
本件各金員の額	⑥				185,185,185
課税売上割合 (①/④)	⑦				99.9994988
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	0	745,879,477	54,560,807	800,440,284
課税仕入れに係る消費税額 (⑧×6.24/108又は7.8/110)	⑨	0	43,095,258	3,868,857	46,964,115
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑩+ (⑨×⑦))	⑩	0	43,095,237	3,868,852	46,964,089
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑪	0	39,284,308	3,232,634	42,516,942
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑫	0	3,810,949	636,222	4,447,171
控除対象仕入税額 (⑩)	⑬	0	43,095,237	3,868,852	46,964,089

(注) 順号⑦の「合計」欄の単位のみ%である。

## 別表 2

## 被告主張額の内訳表（本件課税期間に係る消費税等の加算税）

(単位：円)

項 目	順 号	金 額
過少申告加算税の基礎となる税額	①	14,810,000
期限内申告の税額に相当する金額又は50万円の いずれか多い金額を超える部分に相当する金額	②	7,710,000
通則法65条1項により計算した税額 (①×10/100)	③	1,481,000
通則法65条2項により計算した税額 (②×5/100)	④	385,500
過少申告加算税の額 (③+④)	⑤	1,866,500

(注) 順号①及び②の金額は、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 3-1

## 裁判所認定額の内訳表（本件課税期間に係る消費税等の合計税額）

（単位：円）

項 目	順 号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計
課税標準額 (②+③)	①	0	763,540,000	62,283,000	825,823,000
本件消費税申告書に記載された課税売上額	②	0	763,540,079	62,283,272	825,823,351
本件各金員の額	③	0	0	0	0
課税標準額に対する消費税額 (①×6.3%又は6.24%又は7.8%)	④	0	47,644,896	4,858,074	52,502,970
控除対象仕入税額 (別表2-2の⑬)	⑤	0	43,095,237	3,868,852	46,964,089
納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	0	4,549,659	989,222	5,538,800
既に納付の確定した消費税額	⑦				5,538,800
差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧				0
地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑥)	⑨	0		5,538,881	5,538,800
納付すべき譲渡割額 (⑨×17/63又は22/78)	⑩	0		1,562,248	1,562,200
既に納付の確定した譲渡割額	⑪				1,562,200
差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫				0
消費税等の合計税額 (⑧+⑫)	⑬				0

(注1) 順号①の金額は、通則法118条1項の規定により千円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注2) 順号⑥及び⑩の「合計」欄の金額は、通則法119条1項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注3) 順号⑩の「合計」欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表3-2

## 裁判所認定額の内訳表 (控除対象仕入税額)

(単位:円又は%)

項目	順号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
課税資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	①				1,011,008,536
本件消費税申告書に記載された課税資産の譲渡等の対価の額	②				825,823,351
本件各金員の額	③				185,185,185
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	④				1,011,013,603
本件消費税申告書に記載された資産の譲渡等の対価の額	⑤				825,828,418
本件各金員の額	⑥				185,185,185
課税売上割合 (①/④)	⑦				99.9994988
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	0	745,879,477	54,560,807	800,440,284
課税仕入れに係る消費税額 (⑧×6.24/108又は7.8/110)	⑨	0	43,095,258	3,868,857	46,964,115
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑩+ (⑫×⑦))	⑩	0	43,095,237	3,868,852	46,964,089
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑪	0	39,284,308	3,232,634	42,516,942
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑫	0	3,810,949	636,222	4,447,171
控除対象仕入税額 (⑩)	⑬	0	43,095,237	3,868,852	46,964,089

(注) 順号⑦の「合計」欄の単位のみ%である。

更 正 決 定

原告	有限会社A
同代表者代表取締役	甲
訴訟代理人弁護士	大澤 久志 下宮 憲二
補佐人税理士	金氣 仁史
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	広島東税務署長
指定代理人	高部 統光 松原 康隆 松本 拓也 村岡 恭子 赤代 道郎 藤山 由三江 山口 昌則

上記当事者間の頭書事件について、令和6年1月10日に当裁判所が言い渡した判決に明白な誤りがあるので、職権により次のとおり決定する。

主 文

上記判決の36頁を別紙1（更正箇所は下線部の部分）のとおり、同判決の37頁を別紙2（更正箇所は下線部の部分）のとおりそれぞれ更正する。

令和6年1月19日

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 大浜 寿美

裁判官 長谷川 健太郎

裁判官 森谷 謙太

別表3-1

## 裁判所認定額の内訳表（本件課税期間に係る消費税等の合計税額）

（単位：円）

項 目	順 号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計
課税標準額 (②+③)	①	0	763,540,000	62,283,000	825,823,000
本件消費税申告書に記載された課税売上額	②	0	763,540,079	62,283,272	825,823,351
本件各金員の額	③	0	0	0	0
課税標準額に対する消費税額 (①×6.3%又は6.24%又は7.8%)	④	0	47,644,896	4,858,074	52,502,970
控除対象仕入税額 (別表2-2の⑬)	⑤	0	43,095,233	3,868,852	46,964,085
納付すべき消費税額 (④-⑤)	⑥	0	4,549,663	989,222	5,538,885
既に納付の確定した消費税額	⑦				5,538,800
差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧				0
地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑥)	⑨	0		5,538,885	5,538,800
納付すべき譲渡割額 (⑨×17/63又は22/78)	⑩	0		1,562,225	1,562,200
既に納付の確定した譲渡割額	⑪				1,562,200
差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫				0
消費税等の合計税額 (⑧+⑫)	⑬				0

(注1) 順号①の金額は、通則法118条1項の規定により千円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注2) 順号⑥及び⑩の「合計」欄の金額は、通則法119条1項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注3) 順号⑩の「合計」欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項の規定により百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表3-2

別表2

裁判所認定額の内訳表 (控除対象仕入税額)

(単位:円又は%)

項目	順号	税率6.3%適用分	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
課税資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	①				825,823,351
本件消費税申告書に記載された課税資産の譲渡等の対価の額	②				825,823,351
本件各金員の額	③				0
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	④				825,828,418
本件消費税申告書に記載された資産の譲渡等の対価の額	⑤				825,828,418
本件各金員の額	⑥				0
課税売上割合 (①/④)	⑦				99.9993864
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	0	745,879,477	54,560,807	800,440,284
課税仕入れに係る消費税額 (⑧×6.24/108又は7.8/110)	⑨	0	43,095,258	3,868,857	46,964,115
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+⑫×⑦)	⑩	0	43,095,233	3,868,852	46,964,085
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑪	0	39,284,308	3,232,634	42,516,942
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑫	0	3,810,949	636,222	4,447,171
控除対象仕入税額 (⑩)	⑬	0	43,095,233	3,868,852	46,964,085

(注) 順号⑦の「合計」欄の単位のみである。